

利益相反委員会 (NL no.20/2015.7 委員会だより 掲載)

委員会だより

利益相反委員会

委員長 山根源之

委員 安井利一(副委員長), 小澤靖弘, 松村英雄

幹事 潮田高志

本委員会の目的は、利益相反 (Conflict of Interest : COI) に関わる業務を行うことです。新しい委員会ですので、最初に「老年歯科医学研究の利益相反 (COI) に関する指針(案)」と「老年歯科医学研究の利益相反 (COI) に関する指針」の細則(案)を作成し、理事会に諮りました。理事会で承認後、いずれも学会ホームページに掲載してあります。また、学術大会演題登録用および大会発表用 COI 状態の申告については、学術委員会での原案を確認し、ホームページに掲載しました。論文投稿時の COI についても編集委員会にて検討され、近々学会誌及びホームページに掲載されます。学会の役員、委員長、委員についても、COI 申告を必要としますが、これは次期役員就任時からとなりました。

本学会の会員、非会員の別を問わず、本学会が主催する学術大会、その他の学術集会、教育研修会などで老年歯科

医学研究に関する発表を行う場合、また本学会雑誌である「老年歯科医学」に発表する場合に COI が求められます。発表者及び著者は全員(配偶者、一親等の家族、収入・財産を共有する者も含める)、当該研究及び発表に関連する企業・法人組織や営利を目的とした企業・組織や団体との経済的な関係について、発表内容に関係する企業・組織や団体と COI 状態が発生していた期間を含めて、自己申告する必要があります。学会発表のスライドやポスターに、また投稿論文中に COI がある場合はその内容と期間を明示します。COI がない場合も、「本発表(本論文)に関して、開示すべき COI 状態は無い。」と記載します。本年 6 月に横浜で開催されました第 26 回本学会学術大会(第 29 回日本老年学会合同大会)では全演題登録者に COI を求めました。COI 自己申告が必要になる基準は、「老年歯科医学研究の利益相反 (COI) に関する指針 細則」第 4 条に記載してあります。

今後の活動としては、COI に関する運用が整備されつつあることを受けて、適切な運用が行なわれるよう管理と指導、啓発を実施します。会員諸氏におかれても十分ご理解をお願いします。